

前漢末に漢火德説の稱へ

4 諸家の説の再批判
二 結論

られたる理由に就いて(下)

一〇 自説

久野昇一

1 历法と五德説との關係

- 元來支那歷代に用ゐられた五德説は、前王朝に取つて代つた後の王朝が、その更代を合理的なものとして説明するために利用したものであつた。而して始めてさういふ意味に於いて政治的にその思想を天下に宣明したのは、秦の始皇帝であつて、始皇帝はこれを當時の鄒子學派の學説から採擇したのである。^(註)五德説は鄒衍に創るのであるが、それは哲學的であつたので、政治的色彩を帶びるのは秦代からであつたと考へられる。而して漢もひきつゞいて五德説を採用して行つたのは、やはり秦に於けると同様に王朝出現のよき口實となる所からであつたのである。ともかくも秦代の五行相勝の考は殆ど新に組み
- 1 历法と五德説との關係
2 劉歆の三統暦と、漢火德説の由來
3 古代帝王世系に就いての劉向父子の考
- 前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)
- 目次
- 一 序論
 - 二 顧頽剛氏説
 - 三 津田博士説
 - 四 狩野博士説
 - 五 小林信明氏説
 - 六 尚書中候に就いて
 - 七 津田・顧兩氏説の批判
 - 八 狩野博士説の批判
 - 九 小林氏説の批判(以上前號)
 - 一〇 自説

立てられたと言つてもよい程であるから、なほ頗る不完全なものであつたらしく、秦滅び、漢興つた後徳の決め方について紛争が行はれたことはその事實を證據立てるものと思はれる。

前漢書郊祀志の贊に、漢初叔孫通が略々朝廷の儀を定めたが、正朔服色郊望のことは數世の間猶ほ章かでなかつた。孝文帝に至り始めて夏を以つて郊し、而して張蒼は水徳に據り、公孫臣賈誼は土徳に據つた。孝武帝の世に至り、後者の説により服色數度は黃徳のそれに従つたといふことが見えて居る。前王朝に取つて代つた説明に五徳説を用ゐる時、その徳に相應して服色等を改め、それを受命のしるとする必要があつたのであらう。張蒼が水徳説を主張したのは主として正朔服色に關して秦のをそのまゝ用ゐたので、漢を水徳としなければ工合が悪いと考へたからであらう。漢が秦の制度を用ゐたのは史記

爲漢乃水徳之始。故河決金堤。其符也。年始冬十月。色外黑内赤。與德相應。如公孫臣言非也。

とあるのでも判る。(色外黑内赤とは服色に關するものであらう。張蒼の言は公孫臣の土徳に應ずるやうに正朔を改め、服色を易へよといふのに對抗するもので、漢は水徳に適した正朔服色を用ゐてゐることを言つてゐるのであるらしいからさう考へる。)かくて漢の水徳説を主張するために張蒼の言の「河決金堤」を符にするのによつても判る通り、水徳の漢が金徳の秦を亡したといふことにし(これは五行相生説の一變形であらう)秦の採用した水徳説を正統なものとしては認めなかつたのであらう。然るに公孫臣一派の土徳説は張蒼等のと異り、漢は秦の水徳に勝つものとして、土徳なりとし、之に相應する改正朔易服色のことを行はう

とした。而も當時論議には上らなかつたやうであるが、外に漢を火徳とする説が最初行はれてゐたやうである。⁽⁴⁾

さてこゝに三正説と普通言はれてゐるものがある。新城新藏博士の説明では、それは「周は冬至を含む月を正月とし、殷はそれより一ヶ月後、夏は二ヶ月後の月を以て正月としたことが歴史的事実である」とし、なほ是等の月を子、丑、寅の月と名づければ、夏殷周三代の交替の如き革命の場合には、子丑寅の三正が順々に交替するのが當然の理であるとも見る考へ方である。⁽⁵⁾ 子、丑、寅の月と名づけるのは各々の月に北斗七星の斗柄がそれぞれ子、丑、寅の方向を指すからである。三正論の起原に就いては新城博士、津田博士、野本清一博士、橋本増吉氏等の説が出てゐるが、それらに就いては後日論するであらう。たゞ所謂三正論が先秦時代から既にあつたことは津田博士が「秦が十月を歲首としたのは、夏が正月、殷が十二

前漢末に漢火徳説の稱へられたる理由に就いて(下)

月、周が十一月であつて、漸次一と月づゝ早くなつて來てゐるやうに組立てられた所謂三正の説により、周を承けて、それよりも更に一と月をはやめ、其の前の十月を取つたと見る外は無からう。三正といふ思想が秦よりも前に存在したことは、これからも證明せられる⁽⁶⁾ とされることによつて明かであることを言つて置く。所で董仲舒の作といはれる春秋繁露の三代改制質文篇に三正と關係した記事がある。小島祐馬博士の此の篇の解説では「新た王者の起ることあらば、其王者に最近き二王朝の子孫は之を大國に封じて尙、王の名義を存し、新王と共に之を三王と稱す。更にそれより溯りて前五代の君主を合せて五帝と稱し、更に一代溯りて之を九皇と稱す。五帝より九皇へと現在に遠ざかるほど『號尊而地小』となるのである。されば革命のある度毎に三王五帝九皇の内容は變動し、一代づゝ上に繰上げらるゝといふことは固より言ふまでもない所である。而して新王が一

旦革命を行ふた場合には正朔を改め、服色を易へ、禮

樂を變じて、天下の耳目を一新するのであるが、獨二王の後は客禮を以て之を遇し、各其固有の正朔服色禮樂を用ふることを許すのである。『存三統』又は『通三統』といふ如き名稱は即ちかゝる點より生じたものであらう⁽³³⁾とされる。統とは絲の如く連續して絶えざる長さをいふらしく、王朝でいへば王朝そのものが統である。而して繁露に見える三統は白赤黒の各統で、その各々の統に定められたる制度が列記してある。即ち

三。正。以。黑。統。初。正。日。月。朔。于。營。室。斗。建。寅。天。統。

氣。始。通。化。物。物。見。萌。達。其。色。黑。故。朝。正。服。黑。

首。服。藻。黑。正。路。與。質。黑。馬。黑。大。節。綏。幘。尚。黑。

旗。黑。大。寶。玉。黑。郊。牲。黑。……

正。白。統。者。歷。正。日。月。朔。于。虛。斗。建。丑。天。統。氣。始。

蛻。化。物。物。始。芽。其。色。白。故。朝。正。服。白。首。服。藻

白。正。路。與。質。白。馬。白。大。節。綏。幘。尚。白。旗。白。

大。寶。玉。白。郊。牲。白。……

等とある。その圈點を打つた所は、三正の關係は黒統の王朝を以つて始り、その朝の歲首には日月が天の營宿に合朔し、その時の斗柄は寅の方向を指し、又白統の場合にはその歲首には日月は天の虛宿に合朔し、その時の斗柄は丑の方向を指すといふことなのである。然らば三統の説は所謂三正の説を取り入れて發達したものである。而して三統説には春秋を以つて魯を假りて新王を立てたものとする公羊家の思想から、春秋に黒統をあてゝゐるが、これは三正循環の思想から、導かれて考へられたものであらう⁽³⁴⁾。所で春秋繁露のその説が全部董仲舒のものかどうかはよく究める必要がある。元來この書は隋書經籍志になつて初めて名の現れた書であつて、四庫全書總目提要⁽³⁵⁾卷二に

其書發揮春秋之旨。多主公羊。而往往及陰陽五行。考仲舒本傳。蕃露玉林竹林。皆所著書名。

而今本玉林竹林。乃在此書之中。故崇文總目頗

疑之。而程大昌攻之尤力。今觀其文。雖未必全出仲舒。然中多根極理要之言。非後人所能依託也。

と言つてゐる。然らば史料として其の文を使用する

場合に慎重なるべきことは論を待たないが、前漢書

卷二十一 律歷志上に武帝の太初の改制のことを記して

至武帝元封七年。漢興百二歲矣。大中大夫公孫卿壘遂太史令司馬遷等言。歷紀壞廢。宜改正朔。

是時御史大夫兒寬明經術。上迺詔寬曰。與博士

共議。今宜何以爲正朔。服色何上。寬與博士賜

等議。皆曰帝王必改正朔。易服色。所以明受命

於天地。創業變改。制不相復。推傳序文。則今

夏時也。臣等問學褊陋不能明。陛下躬聖發憤。

昭配天地。臣愚以爲。三統之制。後聖復前聖者。

二代在前也。今二代之統絕而不序矣。唯陛下發

聖德。宣考天地四時之極。則順陰陽。以定大明

之制。爲萬世則。

とある中に三統の説が見えるし、又前漢書眭弘傳の

弘の説に、漢帝は退いて殷周二王の後の如くせよとあるが、それはやはり三統の説によつてゐると思はれるのであるから、大體に於いて繁露に含む如き説の骨子は前漢の中期には存在してゐたであらう。而して禮記檀弓上に

夏后氏尚黑。大事斂用昏。戎事乘驥。牲用玄。

殷人尚白。大事斂用日中。戎事乘翰。牲用白。

周人尚赤。大事斂用日出。戎事乘驥。牲用骍。

とあり、白虎通三正篇に引いた尚書大傳に

夏以孟春月爲正。殷以季冬月爲正。周以仲冬月

爲正。夏以十三月爲正。色尚黑。以平旦爲朔。

殷以十二月爲正。色尚白。以雞鳴爲朔。周以十

一月爲正。色尚赤。以夜半爲朔。

とある等に見える考へ方も繁露の文を作る資料となつたのであらう。思ふに本來三正の考は暦のみに就

いて論ぜられたやうな極く簡単なものであつたらうが、それが次第に各種の要素と結びついて行つたやうである。私は本論文に於いてそのやうなものも廣義的に三正論と見て論を進めようと思ふ。

さて水徳を標榜する秦が十月を以つて歳首としたのは、津田博士が言はれる如く、所謂三正の説により、周を承けてそれよりも更に一と月を早めた結果に出るのであるが、十月が冬である所からそれをとにかく北方水位にあて、五徳説の上から暦を説いて、服色數度の説き方と合致せしめたのである。これは暦法を五徳説に綜合したものである。併し秦の採つた方法は勿論萬代に通ずるやうなものではなかつた。暦と五徳説とを結びつける立場は漢に入つて見えた。即ち史記暦書等に、公孫臣が漢は土徳を得たから、正朔を改め服色を易へよと言つたとあるの

は、曆法も服色も均しく五德説の立場から説かうとしてゐることを示す。史記封禪書によれば文帝は彼を博士となして諸生と與に曆服色を改めることを草せしめたといふが、その結果は判然としない。恐らくそれが難問題であつたために容易に決定せず、その中に恐らく方士の詐欺事件のためであらうが、文帝が正朔服色を改める等のこととに不熱心となり、有耶無耶に終つてしまつたのであらう。武帝は此の問題には熱心であつた。司馬遷等の曆法改正の建議の際武帝の下問が正朔服色を連稱してゐることは、曆法と服色との、例へば秦の際のやうな密接な關係を豫期せるもののやうである。それが改制の結果どうなつたかといふに、前漢書卷六武帝紀太初元年の條に

夏五月正歎。以正月爲歲首。色上黃。數用五。

とあり、漢は正月を以つて歲首とすることになつた。所で前漢書は所謂三正論の夏正を以つて書いてあるから、この正月は建寅の月に當る。されば顏師古の

註に「謂以建寅之月爲正也」とあり、漢は三正論の夏正をこゝに至つて用ゐたことを示す。所で前述して來た如く三正論では建子の月を正月とする周は赤を尚び、建丑の月を正月とする殷は白を尚び、建寅の月を正月とする夏は黒を尚ぶことが言はれてゐる。若し曆法と色とを關係づけるなら、建寅の月を正月とした漢は三正論を採用したのであるから黒を尚ばねばならぬこととなる。而も實際は色は黃を尚び、これだけでは五行説の土徳を採用してゐることになる。秦の水徳に勝つ意味で漢を土徳とするのが漢室としては都合よかつたことに相違ない。さうして服色とか數度とかは容易に土徳に應ずるやうに改めることが出来るが、曆には秦の如くよくその徳に適するものが考へられなかつたと見える。そこで曆法改正の際も從來の三正論のうち建寅月を正とする方面だけを採用したのであらう。然らば太初改制の結果は曆と色との密接な關係を望んだ武帝にとつては期

待外れと言ふことになる。それは五徳説と三正論とを漫然併用したに過ぎず、結局土徳説に相應せる曆が出來なかつたことを示すに外ならない。併し五徳説三正論とも制度を説き、色を説き、而もその主張に相違があるから、兩者併用は不徹底を免れない。そこで他に曆と五徳説とを結合させる上に合理的な方法がありはしないかと考へる人が出てくるのは自然であらう。果してこゝに張壽王といふ人物が現はれた。新城博士は曰く「殷歴は漢初頃から論ぜられた曆法で、太初曆制定の際に有力なる候補者の一として論議されたものと見える。不幸にして八十一分法の太初曆（三統曆）に對して一籌を輸し、官曆として採用されるには至らなかつたが、殷歴の贊成者も相應に多かつたものと見え、太初以後三十年に至りて、太史令張壽王が、殷歴の採用せられんことを上書し、頗る頑強に争つたことが律歴志に見えてゐる」⁽⁶⁾

張壽王の暦は黃帝調律暦若しくは黃帝調暦といはれてゐたやうである。それは律歴志に見える張壽王の上書の中に「黃帝調律暦。漢元年以來用之」^(註)とあり、之に反対する者が「漢元年以來不用黃帝調暦」といひ、又

壽王及待詔李信。治黃帝調暦。課皆疏闕。又言黃帝至元鳳三年六千餘歲。丞相屬寶長安單安國安陵裕治終始。言黃帝以來三千六百二十九歲。不與壽王合。壽王又移帝王錄。舜禹年歲不合人年。壽王言化益爲天子代禹。驪山女亦爲天子。在殷周間。皆不合經術。壽王歷迺太史官殷歷也……。

とあるのによつて判る。(清の王先謙は前漢書補注に於いて黃帝調律暦の律は衍であらうといつてゐるが或はさうかも知れぬ)。朱文鑑氏は當時張壽王は太史官の殷暦を挾んで誤つて黃帝暦となしたと言つてゐる。^(註)私は張壽王等の殷暦が敢へて黃帝調律暦或は

黃帝調暦と稱されたのは土德説を採用した漢にふさはしい暦といふ意味からであつたらうと考へる。然らばそれはさういふ合理的な解釋をしなかつた太初暦を主張する者に取つて痛い所であつたらう。併し壽王の説はその年代記の荒唐なる點に於いて人の信用する所とならなかつたことは前記律歴志の文に徵して明かである。つまり暦を五德説から説かうとして失敗したのである。それに成功してゐるのが劉歆の完成せる三統暦であると思ふ。

2 劉歆の三統暦と、漢火德説の由來

支那には大體二十九日半の一朔望月を根本とする太陰暦法が行はれたが、これで十二ヶ月を一年とする時は一太陽年より約一日不足し、季節と曆面の事象とが合はなくなる。それを合すために閏月が考へられたが、それが次第に整頓して遂に十九年七閏(二二三五ヶ月)の法が發見された。實際現今の測定によつて見ても、一太陽年は三六五・二四日餘で、一朔

望月は一九・五三日餘であるから

$$365 \frac{H}{D} \times 19 = 6939 \frac{H}{D} \quad 28.53 \times 235 = 6939 \frac{H}{D}$$

で十九太陽年と一三五朔望月との日數は大體一致する。一年十二ヶ月とすると十九年では一二八ヶ月である。故に十九年間に七閏月を置くと一三五月となる。つて季節と曆面に表はれたそれとのずれも殆どなくなるわけである。所で太陽年は冬至の復する期間であり、朔望月は朔の復する周期である。されば一三五

九と八十一とを乗ずると千五百三十九となる。故にそれで一度に除しても同じこととなる。(この千五百三十九を統法と稱する)。この結果一年の日數は三六五日一五三九分の三八五となる。右を式で表はすと

$$\frac{2392 \times 235}{81 \times 19} = 365 \frac{385}{1539}$$

五月は冬至と朔とが合してから再び合する期間とされてゐたのである。三統暦もこの十九年七閏法を探用してゐる。この暦では朔策(即ち今の朔望月)を二十九日八十一分の四十三とする。之を分數とすれば八十一分の一千三百九十二となる。即ち一日を八十分とすれば一月は一千三百九十二分となる。之を名附けて各々日法月法といふ。月法に二三五を乗ずれば五六六萬二千百二十となる。これは十九年の日分である。八十一で割れば十九年の日數となる。再

となる。右邊の一年の日數の端數をなくするためには一五三九年を要するが、此の際その左邊に就いて見ると、分母の十九を除いたものは朔望月の二三五倍、即ち冬至と朔とが一致する周期を表はし、左邊に一五三九を乗じた際一五三九は十九で割り切れるため、分母の十九が消え、左邊は朔望月の二三五倍の倍數となる。すると一五三九年は冬至と朔とが一致する周期の倍數であり、同時に日の端數がないから、もし冬至と朔とが一定の時刻夜半に合するトすれば、

一五三九年たつとやはりそれと同様の現象が起ることになる。併しその日の干支は復さない。これは一五三九年を日數に直した五十六萬二千百二十日が六十で割り切れたためで、そのためにはそれを三倍し百六十八萬六千三百六十日(四千六百十七年)を取らねばならぬ。是に於いて干支が最初のと一致する。即ち朔と夜半と冬至とが必ず甲子の日にある週期は四千六百十七年なのである。一五三九を統法となし、四六一七を三統法となし、之を元法といふ。(6)新城博士によれば「第一統首が前年十一月甲子朔旦冬至なれば、第二統首は甲辰朔旦冬至、第三統首は甲申朔旦冬至で、三統四千六百十七歳の後に第四統首が再び前年十一月甲子朔旦冬至の歳となるのである」(6)而して前漢書律歷志の劉歆の三統暦を述べた所に

正。始施於子半。日萌色赤。地統受之於丑初。
日肇化而寅。至丑半。日牙化而白。人統受之於
寅初。日孽成而黑。至寅半。日生成而青。天施
復於子。地化自丑畢於辰。人生自寅成於申。故
歷數三統天以甲子。地以甲辰。人以甲申。孟仲
季迭用事爲統首。

とある。劉歆の三統の考へ方は第一統首が前年十一月甲子朔旦冬至であり、それから數へて千五百三十年間を天統と名附け、同様にして第二統首前年十一月甲辰朔旦冬至から千五百三十九年間を地統とし、又第三統首前年十一月甲申朔旦冬至から同様の年數の間を人統と稱へる。而も劉歆は右述の文に三正論と五德説とを巧みに結びつけてゐる。その「三代各據一統。明三統……」とあるのに見える三統は、その文の前に「經曰春王正月。傳曰周正月火出。於夏爲三月。商爲四月。周爲五月。夏數得天。得四時之正也」とあることから三正論に關係してゐる三

統であることが判る。即ちかゝる三統と五行とが相包んで、そこで天統の正を生ずるといふのである。

飯島博士はこゝの文に就いて論じ「三統とは易の天地人によつて一元四千六百十七年の中、初の千五百三十九年を天統とし、次の千五百三十九年を地統とし、最後の千五百三十九年を人統として之を總稱したのである。天統では朔旦冬至の午前零時を歲首として此月を正月とし、人統では朔旦立春の午前三時を歲首として此月を正月とし、地統では其中間で冬至から十五日後的小寒の朔の午前一時を歲首とし之を正月とするのである。夏は人統の規則を用ひ、殷は地統の規則を用ひ、周は天統の規則を用ひたと傳へられて居るのである」となし、こゝの天地人三統をそれぞれ周殷夏にあてて居られる。併し原文にはその生じ受くる順序が天地人のそれになつてゐる。然らば博士の説では殷は周を受け、夏は殷を受けたことになつて歴史的事實と合はないのである。顧頃

剛氏等は原文の順序に従つて、劉歆は夏殷周にそれ

ぞれ天地人三統をふりあてたといふ。但しそれでは建寅の月を正とする夏が子年に始まり、建子の月を正とする周が寅年に始まるやうなことになつて理解しないくので、別人が春秋緯感精符等によつて劉歆の説を變へ、建子的の周を天統とし、建寅的の夏を人統とする等のこととなしたものとする。⁽⁶⁾併し之も贊成出来ぬ。氏の説では各の王朝に等しく千五百三十九年の長さをあてることになるが、劉歆はそのやうに考へなかつたからである。即ち前漢書律歷志上に

孝成世。劉向總六歷。列是非。作五紀論。向子歆究其微眇。作三統歷及譜。以說春秋。

とあるのに見える譜に當ると思はれるところの、同じく律歷志下に見える世經によれば、夏は四百三十二歳、殷は六百二十九歳、周は八百六十七歳となつてゐる。(この事實は又飯島博士の説の反駁にも利用されうる)。

前引律歴志の文では三統暦と譜即ち世經とは密接な關係があらうといふことが想像され、それを念頭に置いて世經に見える王朝の變遷を調べると、前にあげた五行説と三正論とを結びつけた文はそれと關係づけられることに氣附くのである。即ち私は歆の三統の關係の實際上の應用を次の如くに解する。彼の世經には殷の時代のことを記して、

伊訓篇曰。惟太甲元年十有二月乙丑朔。伊尹祀于先王。諱資有牧方明。言雖有成湯太丁外丙之服。以冬至越茀。祀先王于方明。以配上帝。是朔旦冬至之歲也。後九十五歲商十二月甲申朔旦冬至。亡餘分。是爲孟統。

といひ、太甲二年から九十五年目に十二月甲申朔旦冬至の年が來り、是に至つて孟統が始まるとして居る。三統暦に於いて甲申朔旦冬至に始まるものは人統である。然らば劉歆は人統を孟統とも言つたのである。こゝには十二月の朔旦冬至を言つてゐて、十一

月の朔旦冬至を言ふのと一致しないやうであるが、これは夏の十一月は殷の十二月に當る建て前から來てゐるので、實質は同じことである。彼の説では殷を六百二十九歳としてゐるから、湯の十三年と、太甲二年からの九十五年とを、六百二十九年から引けば、残りは殷の滅亡まで五百二十一年となり、之に周、秦の各々八百六十八年、四十九年を加へると千四百四十九年となる。之に太初元年の前年元封六年までの歳數を加へると丁度千五百三十九年となる。されば劉歆は殷の太甲二年より九十五年たつた歳から周秦を経て武帝の元封六年に至るまでを孟統(人統)としたに相違ない。而して太初元年は前十一月甲子朔旦冬至となるのでこゝに仲統(天統)が始まることとなる。即ち劉歆は漢は太初元年になつてそこで天統に入ると見たのである。なほ子半を午前零時として曆法上の用語とすれば、その子半に始つた天統は私の考へる三統暦では地統に於いても子半に受くる筈で

ある。それが地統では丑初にうけたとなつてゐる。

されば飯島博士が子半、丑初、寅初を嚴密な意味に於

いて曆法上から解されるのに從ふことが出來ぬわけ

である。私は天統は子半に始り、地統は丑初に之を

受け、人統は寅初に之を受くといふのは、三正説の

子、丑、寅の月を歲首とする説を連想させ、そして禮

記檀弓上に見える如き三代各尙ぶ色が異なることをい

ふ考へ方と連關し、かくて天統に赤、地統に黃、白、人

統に黒、青をふりあてるなどを導き出す用に供した

と解するのである。

右の如く劉歆は曆を五德説に關係づけたのである

が、それは五行相生説的に考へられてゐる。五行相

生説を採用したのは劉歆の思想の根本に於いて、相

生説を以つてよしとする見方があつたからであら

う、次の諸例は、四時と五行との關係あることを想

像させる。即ち淮南子原道訓の「道」を說いた所の一

節に

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)

其德優天地。而和陰陽。節四時。而調五行。
人者。其天地之德。陰陽之交。鬼神之會。五行
之秀氣也。故天秉陽。垂日星。地秉陰。竅於山
川。播五行於四時。……

といひ、史記天官書に

斗爲帝車。運于中央。臨制四鄉。分陰陽。建四
時。均五行。移節度。定諸紀。皆繫於斗。

とあり、前漢書卷七翼奉傳に見える奉の言に

臣聞之於師。曰天地設位。懸日月。布星辰。分

陰陽。定四時。列五行。以視聖人。名之曰道。

聖人見道。然後知王治之象。

と見える。所で自然に移つて行く所の四時と關係ある五行といふ所から、私は右の諸例に見える五行を以つて呂氏春秋十二月紀等に見る如き相生の順に從ふものであらうと考へる。その四時、五行を以つて道の一部と考へたことは最後にあげた翼奉傳の記事

によつても判る。かういふ考は、日月五星の運行、四時の循環等を神祕的に見る思想に五行が結びついた所から來、その由來は久しいと思ふが、そのこと及びその考が前漢末に一層流行して來た原因等に就いては後日詳細に論じよう。劉歆も恐らくさういふ考に影響されて終始五德説の上にも相生の思想をとるやうになつたのであらう。かくて彼は禮記檀弓上に見えるが如き夏人は黒を尚び、殷人は白を尚び、周人は赤を尚ぶといふ説から色の思想を取り來つて、これを五行相生説の色と關係せしめ、かくして暦の上に五行相生の順の色を適用することが容易に出來たのであらう。

さて劉歆の考へ方に於いて殷周秦三代は人統に屬するのであるから、色は黒と青とがあてられる。しかし終始五德説の一代一色の建て前からすれば、三代に二色をあてることは出來ぬ。(歆が三代を一統にあてたのは一統の年數をうまく實際に合致せしめ

國志魏志卷二 辛毗傳に

文帝踐阼。遷侍中。賜爵關內侯。時議改正朔。

るためであつたらう。)而して歆は世經に於いて秦を閏位としてゐる。又前漢書郊祀志の贊にも共工氏と共に五德の次序から退けてある。そこで思ふに歆の考へ方は殷に黒を周に青をあてるために秦を閏位としたのではあるまいか。又漢は天統に屬すると考へたからその色は赤となる。之が漢火德説のそもそもの由來であらう。この考へ方に従へば、湯以前の王朝の夏及び虞は地統に含まれるべき筈である。然るに世經の記する所では夏は四百三十二歳、虞は五十歳で、この合計は三統暦の一統千五百三十九年に大部満たない。而も虞に土、夏に金の徳をあてゝゐるのは地統に黄、白の色をあてたのと一致する。それでは歆の論理に矛盾を來しはしないかといふ問題が起る。併し前漢書律歷志上の班固の説の部分に「故自殷周皆創業改制。咸正歴紀。服色從之」と言ひ、三

毗以魏氏遵舜禹之統。應天順民。至於湯武。以戰伐天下。乃改正朔。云々。

と見え、商書湯誓の孔安國の注に

湯承堯舜禪代之後。順天應人。遂取順守。而有慙德。故革命創制改正易服。變置社稷。而後世無及。

とあり、禮記檀弓上の疏には

鄭康成之義。自古以來。皆改正朔。若孔安國則改正朔殷周二代。故注尚書。湯承堯舜禪代之後。革命創制。改正易服。是從湯始。改正朔也。

とあるが、劉歆も恐らくこれに似た考をもち、三統の關係の始まつたのを殷からであるとしたであらう。つまり夏以前は統に關係なく徳が相移つたとするのである。これは當時認められてゐた歴史的事實としての王朝の長さを無視し得ざる所から來たのであらう。

以上は歆の抱く三統の關係の政治的歴史的方面に

前漢末に漢火徳説の稱へられたる理由に就いて(下)

對する説き方であるが、以上の説と歆の父向との關係はどうであらうか。私は、前記律歷志の文に向が六歴の是非を正し、五紀論を作り、歆が其の微眇を究めて三統歴及び譜を作つたとある記事によつて、譜に示されてゐる漢火徳説も恐らく向の影響を受けてゐるであらうことか想像せられると思ふ。即ち向が先づ考へ歆がこれを完成したと見たい。前漢書郊祀志贊に劉向父子が漢火徳説を稱へたとある記事は、そのまま信用してよからう。

右に述べて來たところから見れば、劉向父子の考は、三統暦の上から漢は火徳とならねばならぬとし、而も郊祀志贊によれば古代帝王に順次に徳をあてゝくると漢は火徳となり、又漢の初に火徳たるを示す祥瑞があつたといつてゐるのである。これは恐らく暦から見た漢火徳説の強化のために説かれたものであらう。かくして彼等は從來の正朔服色の改易に於ける五徳の問題に確たる根據を與へうるに至つた

と考へたのであらう。これならば五行説の上から暦も服色も數度も全部説けて今までの不徹底さから脱却することが出来る。そして彼等は嚴密な意味での正朔を變へるといふ主義は別に破棄したのでなく、

之を儒教教説の上に残して置いたのである。前漢書

卷三
劉向傳によると向の上疏に「王者必通三統」といひ、その三統は三正論に關する三統であり、又劉歆は前述の如く世經の中に於いて、夏の十一月は殷の十二月に當る建て前を取つてゐるのがその證據となるであらう。要するに劉歆等の考は、五行三正二説を連合して曆法上三統の關係を生ぜしめ、それに五行の色を結びつけ、又三正の關係を曆の進展に伴つて起る王朝の變遷について探つてゐるのである。實に彼等の説は、當時としては綜合の妙を極めてゐたといふべきである。

3 古代帝王世系に就いての劉向父子の考
次に劉向父子の古代帝王の考へ方に就いて考察し

て見よう。後漢の苟悅の前漢紀卷一に、前漢書郊祀志の贊の劉向父子の考を一層具體的に説いてゐると思はれる記事があるが、それに見える古代帝王の世譜は

大皞伏羲氏—共工氏—炎帝神農氏—黃帝軒轅氏—少昊金天氏—顓頊高陽氏—帝嚳高辛氏—帝堯—陶唐氏—帝舜有虞氏—夏—殷—周—秦—漢

である。そして共工氏と秦とを閏位として相生の順序から退けてある。秦を退ける理由と、殷に水、周に木をあてる者は前述した。而して史記等の五帝は黃帝顓頊帝嚳帝堯帝舜であつて、當時之が一般的の説であったと思はれる。黃帝は土徳であるとは劉向父子も信じてゐたであらうから、その次から夏までの王朝に五行の徳をあてる時、王朝は五つで、徳が金から金まで六つとなるので都合が悪い。そこで彼等は古代帝王の世譜に變改を加へる必要があつた。そのため左傳昭公十七年の條の鄭子の言を利用したやうで

ある。それは

昔者黃帝氏以雲紀。故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀。故爲火師而火名。共工氏以水紀。故爲水師而水名。大皞氏以龍紀。故爲龍師而龍名。我高祖少皞摯之立也。鳳鳥適至。故紀於鳥。爲鳥師而鳥名。鳳鳥氏歷正也。玄鳥氏司分者也。伯趙氏司至者也。青鳥氏司啓者也。丹鳥氏司閉者也。……自顓頊以來。不能紀遠。乃紀於近。爲民師而命以民事。則不能故也。

といふのである。この記事の前半を前漢書律歴志に見える劉歆の世經は最初に掲げ、その次に

言鄭子據少昊受黃帝。黃帝受炎帝。炎帝受共工。共工受太昊。故先言黃帝。上及太昊。稽之於易。炮犧神農黃帝相繼之世可知。

といひ、次に各帝王の事を、詳しく述べて居るのである。その世經を率直に讀めば劉歆は左傳によつて古代帝王の世系に獨自の見解を立てゝゐるやうに見え

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)

る。例へば少皞を世系の中に加へたなどのそれである。而して郊祀志の贊に「帝出于震。故包羲氏始受

木德」とあり、又「共工氏以水德間于木火與秦同運。非其次序」とあるのは、左傳の文に基づき、而も左傳

では一寸見ると帝位の順序が判らぬので易を持ち來つてその世系を整理し、又左傳に見える共工氏は五德の配當上都合がわるいので、次序に非ずとして秦と共に抜いてしまつたことを示すやうに考へられる。然るに津田博士はその點に言及されず、かへつて「此の(昭公十七年の條の)説話に於いて共工を古の帝王として擧げ、黃帝炎帝少皞と同様に取扱つてあるのも、五行思想から出た五帝の觀念とは一致しないものであるが、これは……禮記祭法篇の所說に、共工が黃帝顓頊嚳嚳堯舜禹などと列記せられ、

漢書律歴志に見える劉歆によつて編成せられた五德轉移の説に於いて五帝の外に共工の名を擧げてあるのと互に參照して考ふべきことである。⁽⁴⁾」といひ、

「史記の五帝本紀などでは五帝から省かれてゐた少皞が、こゝ（昭公十七年の條）で重要視せられてゐるのは、それが本來神としての天の五帝の一であるからもあるが、古帝王の名を擧げるに當つて、史記の記載に拘泥しなくなつたことを示すものでもあらう。祭法篇に譽と共に少皞が列記してあること、上記の劉歆の五德轉移の順序にもそれが數へられ、五行に於ける其の地位によつて金天氏といふ號をも加へてあることを考ふべきである」とされ、「郊祀志の贊に『帝出于震。故包羲氏始受木德』とあり、太昊を第一にした理由を説いてゐるが、此は強いて易の思想を附會したことであつて、實は五行とそれから出た天の五帝とが木をはじめとし東方太昊を首とする當時の普通の考から來たに相違ない」といひ、「劉歆の五德轉移の説に於いて、其の順序には加へないやうにしながら水德を有するものとして共工の名を擧げたのは、それと秦とを對應させるためであつ

て、そこに特殊の理由があるけれども、それにしても、共工が古帝王として考へられてゐたからであることは、いふまでも無い。左傳の鄭子の言といふものに於いては、此の共工が顛頽に代つて五帝のうちに基の地位を占めたやうにさへ見える」といはれる。此れによつて考へるに博士は劉歆の世經の説は左傳を参考したものとは見られないやうである。併し、私は「言鄭子據少昊受黃帝。……炮犧神農黃帝相繼之世可知」とある世經の文は左傳を参考して書かれたものと考へる。顧ふに劉歆は左傳昭公十七年の記事は古代帝王の世系の變改を考へる上に重要なもののとしたのであらう。但し彼は單に左傳に従つたのではない。左傳のこの記事は帝王の順序を示してゐないが、歆は自家の解釋により、太昊を逆に一番最初に置いたのである。かういつた左傳の用る方もやはり父向の意見を受け傳へたものであらう。津田博士は左傳の鄭子の記事に前漢末の思想が含まれてゐる

(68)
るといはれるが、私は劉向の時から既に鄭子の記事は存在したと考へる。郊祀志の贊に見える劉向父子の見解中「帝出于震云々」とあるのも、津田博士などの考と異つて、左傳の記事にある太昊包羲氏を帝王世系の最初に持つてくる理由として説いたものと思ふ。

かくて劉向父子は從來の世系に對して黃帝と顓頊との間に少昊を入れて

太昊(木)——炎帝(火)——黃帝(土)——少昊(金)——顓頊(水)——帝嚳(木)——帝堯(火)——帝舜(土)——夏(金)——殷(水)——周(木)——漢(火)
の十二朝となし、それ／＼に五德の配當をなしたのである。これによれば堯が火德となつたのは偶然の結果であらう。

4 諸家の説の再批判

狩野博士は、當時漢は火德であるといふ話が混合して來たのを劉向父子が採用したとされるのである

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)

其夏下詔曰。異物之神見於成紀。無害於民。歲服色のことを草した場合にも、史記封禪書はそれにつゞいて

が、證據を擧げられないのは遺憾である。たゞ次のことは論じて置く必要がある。前漢末王莽の際に、例へば彼の赤制が行はれたことや、又光武帝即位の際彊華といふ者が赤伏符を奉じたといふ話等に見る如く、漢火德説が大いに流行した事實から見て、もし前漢末に漢は火德であるといふ説が行はれて來たことを信じなければ、いかに劉向父子が大學者とはいへ、忽ちその説がいられられる筈がないではないか、さうすると狩野博士の考へ方も相當認められはしないかといふことである。こゝに注意すべきは前漢一代を通じて赤に對する執着が強かつたことである。史記封禪書によれば文帝の時丞相張蒼が漢水德説を主張した際に「色外黑内赤」と稱し、又漢土德説を唱へた公孫臣が召されて博士となり、諸生と共に改曆

以有年。朕郊上帝諸神。禮官議。無諱以勞朕。

有司皆曰。古者天子夏親郊祀上帝於郊。故曰郊。

於是夏四月文帝始郊見雍五畤祠。衣皆上赤。

とある等がその例になる。⁽²⁾ 然るに津田博士は、「封禪書には、

書には又た『夏四月、文帝始郊見雍五畤祠。衣皆上赤』とあり、同じことを文帝紀には『上親郊見渭陽五

帝廟。亦以夏答禮而尚赤』と書いてあるが、これは漢

の徳が何であるかの問題とは關係なく、夏季に郊祀

したゝめ夏季の色である赤色を用ひたものらしい。

呂氏春秋の十二紀、淮南子の時則訓、何れも天子の服

色が四季(及び中央)に應ずべきことを説いてゐて、

それもまた五行の色によつたものであるが、これは

歴代の王朝に配當せられた五徳の思想とは全く別の

考へ方から出たものであり、それとは調和し難いも

のであることを參照するがよい」⁽³⁾といひ、顧頽剛氏

は文帝郊祀の際に赤を尚んだことの信用すべから

ざるを武帝の郊祀の際黄を尚んだ記事を引いて證明

せんとしてゐる。⁽²⁾ 又津田、顧兩氏とも、封禪書に、高祖の際色は赤を上んだとあるのを實際にあらざることを主張し、⁽³⁾而して津田氏は又、文帝の際の張蒼の言制は定めがなかつたことから論及して、次の如く述べられる。「封禪書に見える張蒼の説には『年始冬十月。色外黒内赤。與德相應』とあつて其の『徳』は水徳をさしたものであるが、これがもし眞ならば、服色と五徳との關係についての考へ方が張蒼によつて一步を轉じたものとしなければならぬ。しかし同時に提出せられた公孫臣の意見では、土徳の故に『色尚黃』とせられ、又た後になつても、火徳は單純に赤とせられたのであるから、これには幾分の疑問がある。或は舊の説は水徳であることよりも十月を歲首とすることに重きが置かれてゐるので、外黒内赤は十月の象徴であるかとも推測せられるが、さすればこれは服色を正朔に基づくものとする新見解であ

る」と。以上は何れも漢は最初火德とは稱へなかつたとする見解があるから生じたものである。私は漢

は最初火德と唱へたとする説に賛成するが故に、史

記封禪書の文を以つて赤に執着があつた例として差

支ないと考へる。前漢書卷十六劉屈釐傳によると巫蠱

の亂に於いて、屈釐の軍と戾太子の軍と戰つたこと

を記した所に「初漢節純赤。以太子持赤節。故更爲

黃旄加上。以相別」とあり、同書卷十八霍光傳に、光等

の昌邑王を廢した時、その缺點としてあげた中に「變易節上黃旄以赤」とあるのから推しても、漢一代の赤に對する執着は明白な事實であらう。漢の最初の火

徳説はその後朝廷には用ひられなかつたが、非公式には旗色等にそれが表はされてゐたのであらう。

然らば劉向父子はもともと漢の火德なるを認識し、その上で曆法を用ひて火徳説を合理化したのではなからうかといふことが考へられる。それを解くには、三統曆に於いて、天統なる語を先づ調べべきで

前漢末に漢火徳説の稱べられたる理由に就いて(下)

ある。天統地統人統の三語は三正論の方にも使用さ

れた。太平御覽卷二十一に見える春秋緯感精符に

天統。十一月建子天始施之端也。謂之天紀。
卷二十一者周以爲正。漢書記律黃鐘爲天統。

とあり、同書卷十九に見える感精符に

人統。月建寅物生之端。謂之人統。夏以爲正。

卷二十

云於律太族

爲人統也。

書漢

とあり、又明の孫穀編の古微書卷十に見える春秋緯感精符に

天統。十一月建子。天始施之端也。謂之天統。者周以爲正。地統。十二月建丑。地助生之端。謂之地統。商以爲正。人統。十三月建寅。物大生之端。謂之人統。夏以爲正。

謂之人統。夏以爲正。

とあるのに見えるのがその例である。所で劉向の當時三正論的三統の語は盛んに使はれたのであつて、

前漢書成帝紀綏和元年の詔に「蓋聞王者必存二王之後。所以通三統也」とあり、同書劉向傳の向の上疏には「王者必通三統」と見え、又同書卷八十五谷永傳の永の災

異説の中にも「垂三統・列三正」の句が見える。然らば劉向の時の三統の中にも天統地統人統の語があるのではないかとも考へられる。併しさういふ呼び方は劉向等が漢火德説を稱へてから起つたとするのが妥當のやうである。即ち向以前にあつたとすれば、當時三統の語が盛んに使はれてゐながら、且つ劉向自身で三正論を用ひながら、同じ語に別の意味を持たせたことになる。もし彼以後に起つたとすれば、異説を立てる上に緯書を根據としたといふことが考へられ、これなら前よりも合理的に考へられる。私は劉向父子が漢火德説を稱へた以前には三正論に於いて天統地統人統の三語を對立せしめて用ることとはなかつたと見たい。當時三統の名は春秋繁露に見えるやうに白統赤統黒統の語で呼ばれてゐたらしい。さうして向等は恐らく天地人三才の思想に基づいて、新に暦法上に天地人三統の語を設け、巧みに五行説と暦法との關係を説いたのであらう。然ら

ば漢を何故に天統にあてたのであらうか。漢室中心の立場から三統のうち最も勝れて居る天統を漢に當てたいのは當然であるが、それが合理的に行はれたのは、三統暦の據つた太初暦が甲子朔旦冬至を暦元の中に採用してゐた結果であらう。即ち干支の最初を含むところの甲子朔旦を暦元の中に採つてゐる統を、三統の首に位する天統に當てることは極く自然であるからである。次に天統に赤をあてたのは何故であらうか。私は前に三統暦に於いて天統は子半に始まり、地統は丑初に之を受け、人統は寅初に之を受くるといふのは、三正説の子、丑、寅の月を歲首とする説を連想させ、そして三代尙ぶところの色を異にすることを言ふ考へ方を想像させ、かくて天統に赤、地統に黄、白、人統に黒、青をふりあてるなどを導き出す働きをさせたものであらうと述べたが、この點から見れば天統に赤をあてるのは是れ亦自然の事であらう。然ならば何故に天統を子半に始まるとしたのであ

あらうか。それは子が十二支の初めであるからで、

最高の意味を持つ天統を子半に始まるとしたのは當然であらう。

劉向等は以上の如く學的根據によつて漢を火德とするのが最良であると信じたのであらうが、而も漢初の赤を尙んだ事實は彼等の信念を強め、且つその説の宣傳を容易ならしめたであらう。⁽²⁸⁾

劉向父子の説と後の漢火德説隆盛との關係はどうであつたか。それを明かにするためには劉向父子の漢火德説が緯書に取り入れられたことを先づ論ずる必要がある。宋の洪道の隸釋^{卷一}に引かれた尙書考靈耀には「丘生倉際。觸期稽度。爲赤制。故作春秋以明文命。綱紀撰書脩定禮義」⁽²⁹⁾とあつて、漢の火德なるを表はしてゐる。而して太平御覽^{卷一百一}に引いてある

のには、

四○五○六○十○歲○精○反○初○握○命○乙○起○河○出○圖○

聖受思。

とあり、鄭玄の注に

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)

聖謂堯也。天授命人當起者。河乃出圖。帝堯受

而思之。以受歷數也。

とある。右に見える四千五百六十歲とは四分曆法の一元である。四分法を基にした曆法は三統曆の八十分法と同じ建方であるが、たゞ一年を三百六十日四分の一とするため、三統曆の一統千五百三十九年に比して一紀千五百二十年に減じ、從つてその三倍一元は四千五百六十年となる。さて後漢書^{卷三十一}律歷志の四分法の説明をした所の註に

樂葉圖徵曰。天元以甲子朔旦冬至。日月起於牽牛之初。右行二十八宿。以考王者終始。或盡一。其歷數或不能盡一。以四千五百六十爲紀。甲寅窮。

とあり、宋均⁽³⁰⁾の註に

紀卽元也。四○五○六○十○歲○五行○相○代○一○終○之○大○數○也○……○

といつてゐる。これによれば四分法一元の間に五行

が相移るといふ思想があつたらし。前引考靈耀に「四千五百六十歳。精反初云々」とあるところの精は日月五星のことで、それが初めに反るとは基準状態から輾轉して再びその状態にもどることをいふのであらう。而してその週期を四千五百六十歳とするのである。考靈耀には又「握命乙起」とあるが、その乙起とは乙未の歳に漢の高祖が起つたことを言ふのであらう。⁽⁷⁹⁾そこで前に引いた鄭注に「聖謂堯也云々」とあるのを参考として考へると、これは堯が河圖を受けて漢の興起を思つたといふことであり、堯と漢の高祖との間に四千五百六十年経過したやうに考へられたものらしい。これは四分法一元四千五百六十年の間に五德を全部割りあてる方式を堯と漢との間にも應用したものに外ならぬ。同時に劉歆等の曆法に於ける五德を一元に割りあてる思想とも似てゐるのである。次に尚書中候について調べると、勿論漢は火德で、且つ堯が河圖を受けて漢の興起を思つたこ

とも明かであつて、考靈耀の持つ思想と似てゐる。然らば中候は堯と漢との間を幾年としてゐたか。それには就いては考證を要する。宋書卷二十七符瑞志の堯の條に、

在帝位七十年。景星出翼。鳳凰在庭。朱草生。

嘉禾秀。甘露潤。醴泉出。日月如合璧。五星如

連珠。

といふのがある。而して太平御覽卷八皇王部に尚書中候を引いて

帝堯卽政七十載。景星出翼。鳳凰止庭。朱草生

郊。嘉禾孳連。甘露潤液。醴泉出山。脩壇河雒。

榮光起河。休氣四塞。白雲起。回風搖。龍馬銜

甲。赤文綠地。臨壇止霽。吐甲圖而震。

といひ、初めの方は符瑞志の文と似てゐる。而も右の文は省略されたものであることは初學記卷地部に引いた中候に、

堯卽政七十載。修壇河洛。仲月辛日。昧明。禮

備。筭光出河。休氣四塞。

とあり、藝文類聚（卷十九）帝王部に引いた中候に

帝堯卽政。筭光出河。休氣四塞。龍馬衡甲。赤

文綠色。甲似龜背。五色。有列星之分斗政之度。

帝王錄紀興亡之數。

とあり、同書（卷十九）祥瑞部に

尙書中候曰。堯卽政七十載。鳳皇止庭。巢阿閣
譲樹。

とあることによつて明かであらう。現存の中候には
日月五星の有様が堯の時のこととして現はれてゐな
い。しかしそれの様子が堯の時にあつたと明言した
宋書符瑞志の文は中候のそれと似てゐるし、又他の
部分にも中候から採つたと思はれるところがあるか
ら、符瑞志のこの記述はやはり中候に據つたので、現
在の中候の文は省略されてゐるため、堯の時にもあ
つたといふことが現はれなくなつたのであらう。尙
ほ考靈曜にも尙書中候と同様の思想を含むと思はれ

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて（下）

第二五卷

五九一

る記述があり、而も四千五百六十年に七精が反る（日
如合璧五星如連珠の有様が初め）といひ、恰も堯の際が七曜
に反ることを貢ふのであらう）といひ、恰も堯の際が七曜
齊同の時のやうにいつて居るのを見ると、中候にも
堯の際さういふ状態があつたことを記してあつたら
しく思はれるので、このことも右の見解を助けるで
あらう。されば中候も考靈曜の如く四千五百六十年
に五德を割りあてるのが堯と漢との間にも行はれた
といふ立場をとつてゐたのではないかと考へられ
る。或は四分法のなく、八十一分法の一元を採用
してはゐなかつたかとの疑問も起るが、併し後漢書
（卷二十）律歷志の永元十四年の曆議に「中興以來圖識漏
泄。而考靈曜命歷序。皆有甲寅元」とあつて、この甲
寅元は四分法によつてゐる殷曆の採る所である。又
延光二年の曆議にも「四分歷本起圖識」とある。右の
圖識が緯書を意味することはその用の方によつて明
かである。而して八十一分法が緯書に關係する記載
は殆ど見當らない。恐らく緯書の類は殆ど皆な四分

法を採用してゐたのであるまいか。そしてそれらの緯書は次の如き理由によつて四分法を採り入れたのであらう。即ち前に述べた如く、四分法に據る

般暦家と八十一分法に據る太初暦家とが互に優劣を争つた。而して初に太初暦家が勝つたが更に劉歆が出たため般暦家は益々抑へられたのであらう。然る

に般暦家を初め四分暦法をとる者は之に打勝つべき手段を考へ、そのため緯書を利用したのであるまいか。即ち劉歆等の漢火德説を取り入れ、八十一分法を四分法にて訂正し、且つ古聖の言に託し、歆等の上に出でて太初暦家を打倒せんとしたと察せられる。結局私は緯書としての中候は四分法をとり、堯と漢とが四千五百六十年を隔てたとし、その間に五德を割りあてる考を採つてゐたと思ふ。(なほ中候には郅惲の言ふ如く漢歴久長の思想を含んでゐる。これは勿論五德の關係は漢にて終となることを言つたものらしい)。又中候や考靈耀以外にも、後漢書律

曆志に見える曆議によつて四分法によつてゐることのわかる春秋元命苞にも、

姬昌蒼帝之精。位在房心。(初學記卷九
帝王部引)

堯游河渚。赤龍負圖以出。圖赤如綿狀。龍沒圖(文選卷五十六
公石闕銘李善註引)

とあつて、漢が火德であることが豫想され、而も河圖の出たことを言つてあり、考靈耀や中候と同じ構造をその中に持つてゐたらしい。中候や元命苞や考靈耀には或は前後の關係があるかも知れぬ。そしてそれら緯書は中候を除いて確かに王莽の際にあつたかどうかは判らぬ。若し緯書が完全に保存されてゐたなら、中候と同時の書であつて中候と同じく漢の火德を説いたものがなほあつたかも知れないが、それは確かめがたい。併しともかくも王莽の時緯書に漢の火德であることを述べたもののあつたことは認められる。私は新代から後漢初にかけて漢火德説の盛んになつたのは、劉歆等の説を直接入れたのよりも、

寧ろこの緯書によることが大であつたらうと考へる。東觀漢記建武二年の條に、

自帝卽位。[○]按圖讖。[○]推五運。[○]漢爲火德。[○]周蒼漢赤。[○]木生火。[○]赤代蒼。[○]故帝都雒陽制兆于城南七里北郊四里。[○]行夏之時。[○]時以平旦。[○]服色犧牲尚黑。[○]明火德之運。[○]常服徵輶尚赤。

とあつて、光武帝が圖讖を用いたことが明記してあるが、これは頗る注意すべきこと⁽⁸⁾考へる。思ふに漢一代を通じて赤色に對する執着が強かつたことは

緯書の漢火德説の信仰に拍車をかけ、土德説は遂に信ぜられなくなつたのであらう。そして王莽の際に漢室復興の氣運が盛んになると、附和雷同によつて火德説が愈々勢を増し、遂に光武帝の時には動かすべからざるものとなつたのであらう。

以上によつて火德説が王莽の際に盛んであつたとしても、それは劉向父子の漢火德説を唱へた動機、根據に關する私の考に動搖を來さしめるものではない

といふことが略々明かにされたであらう。

狩野博士は又、劉向父子が堯は漢の祖先である以上漢と同じく火德でなければならぬと考へたとせられる。後漢書卷六賈逵傳に章帝の建初元年賈逵が左氏傳を學官に採用されんことを上奏していつた中に五經家。皆無以證圖讖明劉氏爲堯後者。而左氏獨有明文。五經家皆言。顓頊代黃帝。而堯不得爲火德。左氏以爲少昊代黃帝。即圖讖所謂帝宣也。如令堯不得爲火則漢不得爲赤。

とある記事にも、堯が漢の祖ならば共に火德でなければならぬといふことが見えるので、かういふ思想がある以上、前節に述べた私の堯が火德となつたのは偶然の結果であるといふ考に一應疑問が向けられるやうである。だがこれは後に轉化したことであつて、恐らくそれは主として緯書のしわざであらう。中候を例にとれば、堯より始まつてその子孫の漢に終ることを強調してゐるのであるから、その間に於

ける五德の配當の結果、自然堯と漢との火德の間に連絡をつけるやうになつたのであらう。その思想は緯書の信仰に伴つて流行したのであらう。されば劉向等の考に於いて堯が火德となつたのは偶然の結果であることに間違ひないと思ふ。

さて又津田・顧兩氏の説は火德たる堯と土德たる舜との間の禪讓を、その各々の子孫たる漢と新との際にも實現すべく、その結果漢を火德とするやうに仕組んだといふのであるが、王莽が篡奪に際してかかる終始五德説を利用したこととは事實であつて、その史料は第三章の終に擧げて置いた。これによつて津田氏等の説の正當さが考へられさうである。併し實に王莽篡奪のことが五德説を革命的に使用した最初の例である所がら、狩野博士のやうに劉向派の漢火德説を利用した上のこととすれば自説に何たかも知れぬとの疑問も起るが、兩者全然反対の思

想であるから、この見方は成立つまい。) 顧氏等の考へる王莽派的考へ方を採用したものも、新末後漢初にたゞの一人であるが、とにかく存在した。即ち蜀によつた公孫述で、彼は土德に代るは金德と稱へて、自己の獨立を合理化せんとした。⁽⁴⁾ 而も彼も初めは一般と同様に漢室復興を目指して勢力を占めたのを見ると、終始五德説に對する一般の認識が革命的意味に向いてゐなかつたと見ねばならぬ。恐らく孔丘の赤制的考へ方に壓迫されてさう考へる暇がなかつたのであらう。所謂王莽派的考が勢力が薄かつたことはそれが根據に乏しく、借り物であつた所から來てゐるとすれば怪しみに足らぬ。津田博士等の説ではかういふ王莽の際の事情をよく説明することが出來ない。結局最初に漢火德説が革命的に考へられたとする説は動搖する。而して私の見方によれば由來の深い尙書家の堯中心の思想を曆法家が利用し、かくて漢火德説を含む赤制が發達して行つたことにな

り、津田博士等の見方によれば赤制は結局所謂王莽派的考から出たとせねばならぬことになるのである。

二 結論

前漢末劉向劉歆父子は從來の漢土德説に對して漢火徳説を稱へた。それは儒家の説く改正朔易服色の基礎となる五行の徳について徹底的な完全な解決を與へんとしたものであつて、曆法上漢が天統に屬し、而して天統の色が赤であるといふところから漢を火徳と定めたのである。そしてその説を強化するため漢初旗幟に赤を用ゐた等の事實を引いた。又曆法の上から秦を正統の王朝にあらずとし、左傳に依つて

古代帝王の世系に少昊氏を加へて終始五徳の順序を都合よく合した。これまで、前漢末に漢火徳説の稱へられたのは王莽の篡奪を助けるためとする津田博士・顧頡剛兩氏の説があつた。それは火徳たる義と

土徳たる舜との間の禪讓を、その各々の子孫たる火徳の漢と土徳の新の際にも實現せしめるため漢が火徳となるやうに仕組んだといふのである。又狩野博士は「漢家堯後」といふ考と漢は火徳なりといふ當時の考とを劉向が結びつけ、漢火徳説を合理的に稱へたとする。又小林信明氏は、五徳終始説は戰國衰亂の世に當つて偉大なる新政權に對する特殊的期待として相剋的に構成され、それが興亡極りない社會變遷にあつて、遂に王朝推移の一般的理法と化し、更にその自家矛盾統一の必要から相生的に構成されて行つたとされ、その過程に於いて劉向父子の漢火徳説の由來を求められる。以上三説は何れも賛成が出來ぬ。

註

(46) 秦に採用せられた五徳説ではその外に秦に至つて五徳の變化が止み秦の王朝は永久に續くといふ意味を含んでゐた。

(47) 橋本增吉氏の最近の説「史記封禪書に就て」史學十六ノ四所收では史記封禪書は果して司馬遷の作かどうかを疑は

れるのであるが、その理由は(一)封禪書では五帝以前の帝名が見える。それは古帝王のことを言つた史記の他の箇所の記事の書き方にも一致しない。又封禪書に古帝の中興農と炎帝とを別人にしてあるのは、兩者同一のものとして傳へてある史記の他の箇所の記事とも一致しない。かゝる相違せる書き方を同一撰者がするであらうか。(二)封禪書には漢火德説及び水德説を根據とする説話が混合してゐるが、これは漢土德説を信ぜし司馬遷が果してなしたことであらうか。といふのがその骨子のやうである。併し司馬遷がさういふ話のあつたのを忠實に書き残して置いたと見られはしないであらうか。なほ有力な根據を示されぬ限りは橋本氏の見解には從ひ難い。

(48) 朝服が後までも黒かつたことは、前漢書卷七十八蕭望之傳に見える張敞の言に「敝帛皂衣二十餘年」とあり、註に如淳を引いて「雖有五時服、朝皆著皂衣」といひ、同書卷八十五谷永傳に永が光祿大夫になつた時王風に謝して言つた旨葉を載せ「永斗袴之材。質薄孽朽。無一日之雅左右之介。將軍說其狂言。擢之皂衣之吏」とあるのでも窺はれる。

(49) 漢が最初火德を稱したかどうかに就いて從來種々の説が出でる。赤帝の子が白帝の子を斬つたといふ説話について、それは終始五德説と關係なし、即ち漢が最初火德と稱へた證據にならぬと説く人に津田博士・狩野博士・佐申壯氏が

ある。夫々「漢代政治思想の一面」五二一六頁、「五行の排列と五帝德に就いて」七六頁、「漢高赤帝子説發生の由來に就いて」史學研究四ノ三、一七八頁に見える。五德説に關係あり、即ち漢が火德と考へられてゐた證據であると見る人に箇内博士・加藤博士・小林信明氏がある。夫々「秦漢の受命と五行説」史學雜誌三六編四號二四四頁、「白帝の子赤帝の子に斬らる」といふ説話について「川合教授遺墨記念論文集五三七頁、「漢代に於ける今古文の學争に關する一考察」斯文十八ノ五、一九頁に見える。私は後者の見解に従ふものである。赤帝の子が白帝の子を斬つたといふのは方位から考へられた漢火德説によつて作られた説話である。漢初の火德説は當時種々の徳の決め方が稱へられてゐた一例である。最初橋本增吉氏は後者と同様の見解を探られてゐたが、最近の説では漢初火德説を稱へたとする説に動搖を來されたやうである。「史記封禪書に就て」一七、一八、二六一二八頁)要するにそれは高祖の時火德受命の思想があつたとしたら、文帝の頃に至つて水德説・土德説などの生ずる筈ではなく、もしまたかくの如き論争が生じた場合に國初以來の火德説のために一人の辯するものがなかつたとは考へられぬといふのである。併し當時五德説の考が確乎たる基礎を持たず、種々の徳の決め方が稱へられてゐたとすれば、漢初の火德説の存在は認められると思ふ。火德説のた

めに辯するものがなかつたのを理由として漢の最初の火徳説を疑はれるが、秦を水徳と認めてゐる時代に、その金徳をいふことになるのは都合よくなかつたから、勢力がなかつたとみればよいのではなからうか。

(50)

「春秋長歷」東洋天文學史研究二三六頁。支那に從來古代王朝が正朔を改め月次を改めなかつたとする説と、正朔を改め且つ月次も改めたとする二説が行はれた。即ち前者は殷、周は夏正の十二月、十一月をそれぞれ名稱を變へずに歲首としたとする説であり、後者は夏正の十二月、十一月をそれぞれ正月といふ名稱にして歲首とし、以下の月名もそれに準じて直したとする説である。これに就いては今は詳論を避けるが、某月を以つて正となすといふいひ方があるのから見れば、正月と言つたと考へられてゐることは明かであるまい。改正朔不改月次の説を述べたのは宋の蔡沈

の書經集傳あたりに始まるやうであつて、所謂孔安國も、鄭玄も劉歆も改月次の説であつたやうである。當時一般は改月次の説であつたらうと思ふ。右に就いては清の趙翼の陔餘叢考卷十六「周秦改正朔不改月次辨」を參照せよ。

(51) 新城博士の説は「東洋天文學史大綱」「春秋長歷」「戰國秦漢の曆法」東洋天文學史研究一八、二三八、五七七頁に見え、津田博士のは「漢代政治思想の一面」八六頁にあり、野本博士のは「天文と曆法より觀たる詩經の詩篇製作の年代」史學雜前漢末に漢火徳説の稱へられたる理由に就いて(下)

誌四十九編五號六六二頁に見え、橋本氏のは平凡社の東洋歴史大辭典「正朔」及び「支那曆法」の條に述べられてゐる。

(52) 「漢代政治思想の一面」八八、九頁。

(53) 「公羊家の三科九旨説に就きて」支那學一卷一號四、五頁。

(54) 三正猶環の思想に就いては例へば史記歷書に「夏正以正月。殷正以十二月。周正以十一月。蓋三王之正若猶環。窮則反本」とある。なほ春秋繁露の文は「十二子全書本のそれを用ゐた。

(55) フランケ氏は春秋繁露の基となつた材料を前漢書董仲舒傳の「仲舒所著皆明經術之意。及上疏條教凡百二十三篇。

而說春秋。事得失。舉玉林華清竹林之屬。」に見える諸篇に求め、而してそれに後人の手が加はつてゐるとしてゐる。(Studien zur Geschichte des Konfuzianischen Dogmas und der Chinesischen Statatsreligion, pp. 165 -169)

(56) これが太初改制の第一歩である。そして太初曆制定の議は司馬遷等によつて講究されたが、更に精密なる曆法を作るため、委員会をして研究した結果、こゝに採用されたのが鄧平の八十一分法と稱するものである。新城博士は此の曆法に就いて曰く「これは太初元年より實行し始めた曆なので太初曆であり、又其内容よりいへば三統曆とも稱するものである。後に前漢末に至りて劉歆がこれに超辰紀年法を附

加し、三統暦によりて巧みに春秋を説き其の微妙を極めたので、遂に一部には「三統暦は劉歆の手によりて作られたものとの如く誤解する人をすら生ずるに至つたのである」と。

(57) 「東洋天文學史大綱」東洋天文學史研究二八、九頁)

(58) 「周初の年代」東洋天文學史研究一、一七頁。

(59) 飯島忠夫博士は「史記の曆書には『蓋黃帝考定星暦、建立五年行、起消息、正閏餘。……顓頊受之』とあるから、顓頊暦以前の暦法を黄帝の暦法と呼ぶことも出来るのである。そこ

で漢書律曆志には太史令張壽王の言として『黃帝調律暦。漢元年以來用之』とも記してあるのである」といひ「橋本氏

の十干十二支考を讀む「東洋學報二四卷四號一〇〇頁)、黄帝、律曆を調すと讀まれるが、私はその読み方に賛成しない。

なほ史記曆書の文は博士のやうに解すべきでなく、黄帝が暦法を研究して萬事序を立てたのに、後少皞が衰へた時九黎が徳を亂り、民神雜擾したので、顓頊が之を受けて南正重に天を司らしめ、火正黎に地を司らしめたといふのであつて「之」はその亂離の状態を指すのであるまい。

(60) 「暦法通志」五六頁。

(61) 「漢代に見える諸種の暦法を論ず」東洋天文學史研究四四、六、七頁。

(62) 「支那古代史論」一九七、八頁。

(63) 顧頡剛・楊向奎合著「三皇考」(燕京學報專號之八)六三、四頁。

(64) 「左傳の思想史的研究」三一七頁。

(65) 同右論文三一八頁。

(66) 「漢代政治思想の一面」六七頁。

(67) 「左傳の思想史的研究」三一七、八頁。

(68) 同右論文三一五、六頁。

(69) 後漢書卷一光武帝紀建武元年の條。

(70) 橋本氏は先にはこれと同様の説を抱かれてゐたが(「五行説の起源及び發達」川合教授還暦記念論文集五九五、六頁)、後のこの説を放棄せられた。(「史記封禪書に就て」二九頁)。

(71) 「漢代政治思想の一面」九五頁。

(72) 「五德終始説下的政治和歴史」四九九一五〇〇頁。

(73) 同右論文同頁、及び「漢代政治思想の一面」九四四頁。

(74) 「漢代政治思想の一面」九四、五四頁。

(75) 鮑刻御覽には十二月建子云々とあつたが、四部叢刊三編の景印宋刊本に據つて十一月云々と直した。なほ兩者とも、謂之天紀となつてゐるが天紀は天統の誤であらう。

(76) 史記卷八高祖本紀の太史公の贊に

太史公曰。夏之政忠。忠之誠。小人以野。故殷人承之以敬。敬之嚴。小人以鬼。故周人承之以文。文之嚴。小人以僕。故敷僕莫若以忠。三王之道若循環。終而復

始。周秦之間。可謂文敝矣。秦政不改。反酷刑法。豈不繆乎。故漢興承敝易變。使人不倦。得天統矣。朝以「故高祖始起。神母夜號。著赤帝之符。旌章遂赤。自得天統矣。」とある中の「天統」の使ひ方と比べて見れば、兩文が同じく高祖に關して言つてゐるからして、後者の天統は前者のそれに源を發してゐるのではないかと思ふ。そして後者の天統が漢の火德を説く際の語であり、又三統暦の天統が五德説で火徳に當るやうに説いてあるのであるから恐らく兩者は關係あるのであらう。然る時は三統暦の天統も亦太史公贊に見える天統に關係あると考へられる。この太史公贊の天統は曆法上の語でなく、天統を得たりとは單に天からあたへられた順序に從つてゐる統を得たといふ意味にすぎなからう。併し彼等はそれを論ずることなく、この事實を以つて漢の天統なることの一證としたであらう。

(77) 私はこの文に見える「書」を以つて尙書を指すと見る。この文によつても孔丘の赤制に少くとも春秋と尙書とに關するものがあつたことが窺はれると思ふ。

(78) 宋均が鄭玄の弟子であることは劉知幾の孝經老子注易傳議（文苑英華卷七百六十六所載）に「宋均於詩緯序云。我先師北海鄭司農。則均是玄之傳業弟子也」とあることによつて

判る。なほ宋均が魏の博士となつたことは隋書卷三十二經籍志等によつて判る。（王國維「漢魏博士考」下巻参照。なほ私はその書は學術叢編本を見た。）

(79) 晉の常璩の華陽國志卷五に、世祖光武帝が公孫述に報じた中に「西狩獲麟識曰。乙子卯金。卽乙未歲授劉氏」とあつて、私の考へ方の一助となる。なほ殷暦の干支は現行のと同一である。

(80) 藝文類聚は胡續宗刻明刊本に據つた。

(81) 東洋天文學史研究一二〇頁参照。

(82) 圖譜が繪書を意味することは前引後漢書律歷志永元十四年稱漢」を參照せよ。

(83) これに就いては趙翼の二十二史劄記卷三「王莽時起兵者皆の歴議」に出てくる文等によつて判る。

(84) 後漢書卷四十三公孫述傳。

附 記

本論文の作製に當つては恩師加藤繁先生の御教示を仰ぐこと多大であった。厚く感謝の意を表する次第である。なほ私の論文中、前號一二一頁下段一行目の「赤制」は私の不注意から來た書き違ひで、「中候」とすべきものであつたから訂正する。

(文苑英華卷七百六十六所載)に「宋均於詩緯序云。我先師北海鄭司農。則均是玄之傳業弟子也」とあることによつて

前漢末に漢火德説の稱へられたる理由に就いて(下)